

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成28年度 11月度)

- 1 日 時 平成28年11月2日(水)
開会：午後1時55分
閉会：午後2時39分
- 2 場 所 氷見市役所 301会議室
- 3 出席委員 19名
1番 川上 悦男 2番 宮内 隆 4番 澤井 義昌
5番 片折 正明 6番 伊藤 清治 7番 田中 昭一
8番 寶住 與一 10番 前 建治 11番 寺山 正榮
12番 舟金 敏明 13番 石丸 清志 15番 北嶋 孝三
17番 正保 哲也 18番 阿字野忠吉 19番 両國 明美
20番 木沢 孝子 21番 角地 富雄 22番 六田 敏夫
23番 藤林 久一
- 4 欠席委員 9番 定塚 俊弘 14番 関谷 博文 16番 飯野 健
24番 江添 良春
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 野村 佳作 農林畜産・いのしし等対策課長 茶木 隆之
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由香里
- 7 総会の概要

(事務局) ただいまから、平成28年度11月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を伊藤委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

です。

□議長 (会長) なお、本日の欠席者は、定塚委員、関谷委員、飯野委員、江添委員の4人であります。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、正保委員、阿字野委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題『農業経営基盤強化促進事業適格決定』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、計——筆、設定面積——m²、借受人——名、貸付人——名から利用権設定されるものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げ

る、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 外に異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件をご説明申し上げます。

それでは、——ページをご覧ください。

今回の申請件数は6件、——筆で、申請面積は—— m^2 です。

番号1と番号2の申請につきましては、交換により所有権移転するものです。

番号1の申請地は、氷見市**——番の田ほか——筆、計—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

番号2の申請地は、氷見市**——番の田—— m^2 です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

番号3の申請地は、氷見市**——番の田、ほか——筆、計—— m^2 です。

譲渡人 東京都在住の（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

番号4の申請地は、氷見市**——番の田——m²です。

譲渡人 氷見市**（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

番号5の申請地は、氷見市**——番の畑——m²です。

譲渡人 氷見市**（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

番号6の申請地は、氷見市**——番の田——m²です。

譲渡人 共有者 氷見市**（氏名**）と氷見市**（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号に規定されている不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件、6件について原案のとおり許可を与えることといたします。

□議長（会長） 次に、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件、8件につきまして、説明申し上げます。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

使用借人が、氷見市**——番地（氏名**）、使用貸人が、氷見市

——番地（氏名）、申請地は、氷見市**——番地、及び**番地、地目は2筆ともに登記が田、現況は畑、面積は2筆の合計で——m²です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的——が、権利は——です。

番号2、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番地（氏名**）、譲渡人が、氷見市**番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記、現況ともに田、面積は——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号3、地区は——です。

使用借人が、高岡市**—番—号（氏名**）、使用貸人が、高岡市**—番—号（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記が畑、現況は休耕地、面積は——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号4、地区は——です。

譲受人が、高岡市**——番地、（氏名**、氏名**）同じく、氷見市**——番地（氏名**）、譲渡人が、氷見市**——番地（氏名**）同じく、射水市**——番——号（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記、現況ともに畑、面積は——m²です。

農地区分は、第3種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号5、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番地（氏名**）、譲渡人が、氷見市**番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番、地目は登記が田、現況は荒地、面積は——m²です。

農地区分は、第2種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号6、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番——号（株式会社**）、譲渡人が、氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番地、地目は登記、現況ともに田、面積は——m²です。

農地区分は、第2種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号7、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番——号（株式会社**）、譲渡人が、氷見市**——番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番地、地目は登記、現況ともに田、面積は——m²です。

農地区分は、第2種農地で、転用目的が——、権利は——です。

番号8、地区は——です。

譲受人が、氷見市**——番地（氏名**）、譲渡人が、氷見市**番地（氏名**）、申請地は、氷見市**——番地、地目は登記が田、現況は畑、面積は——m²です。

農地区分は、第1種農地で、転用目的が——、権利は——です。

引き続き、許可基準について説明。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と**委員及び事務局員による現地調査について、報告を受けたいと思います。
**委員をお願いします。

（**委員） 先般**月**日、わたしと**委員及び事務局員で実施しました、現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件8件につきまして、隣接地との境界が確定されていること、転用後における周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。なお、転用後における用排水路への影響について、案件8件中7件について問題がないことを確認いたしましたが、2番の案件について、雨水の排水経路に問題があるのではないかと判断から、排水経路について計画変更の指導を行いました。

また、隣接農地のある1番から4番及び6番、7番について隣接農地耕作者からの承諾書が添付されております。

あと、8件ともに氷見市土地改良区からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件8件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件』につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会11月度定例総会を終了します。

次回、12月度定例総会は、11月25日（金）の午後2時から、市役所C棟3階の301会議室で開催を予定しています。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年11月2日

議 長

署名委員

署名委員